

熱海市育英事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第3号

熱海市育英事業基金条例の一部を改正する条例

熱海市育英事業基金条例（昭和42年熱海市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、かつ」を「かつ」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2条中「25,000万円」を「3億円」に改める。

第5条中「基金は」を「基金は、」に、「一に」を「いずれかに」に、「限り」を「限り、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。